

国見町道の駅出荷組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、「国見町道の駅出荷組合」と称する。

(趣旨)

第2条 国見町道の駅出荷組合規約（以下「規約」という。）は、国見町道の駅出荷組合（以下「出荷組合」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第3条 出荷組合は、国見町道の駅（以下「道の駅」という。）において、地域の特色を活かした農林水産物や加工品、商業者が製造する商品等（以下「農産物等」という。）の安定供給を行い、組合員同士の情報交換により農産物等の生産技術の向上に努めるとともに、道の駅の指定管理者（以下「まちづくり会社」という。）との連携により、道の駅の直売事業の健全かつ円滑な運営を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 出荷組合は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農産物等の生産計画及び出荷調整
- (2) 農産物等の安全性確保に向けた啓発活動
- (3) 農産物等の品質、技術等向上のための研修会開催
- (4) 農産物等の宣伝及び販売促進活動
- (5) まちづくり会社との連絡調整及び協議
- (6) その他出荷組合の目的を達成するための事項

(本部及び事務局)

第5条 出荷組合の本部は、国見町道の駅内に置くものとする。

2 出荷組合の事務局は、まちづくり会社に置くものとする。

第2章 組合員

(組合員)

第6条 道の駅に農産物等を出荷する者は、出荷組合の組合員として登録しなければならない。

- 2 組合員は、国見町及び近隣市町村に居住し、自ら生産、加工又は製造している者とする。
- 3 加工品又は商業者が製造する商品以外の農林水産物を出荷する組合員は、原則として市町村農業委員会の農家台帳に記載されている農家及びその世帯構成員とする。

(入会及び脱会)

第7条 出荷組合への入会及び脱会は、次の事項に配慮して事務局で書類審査を行い、役員会で協議し、決定する。

- (1) 農産物等の品質向上や安全性確保に積極的に取り組む者とし、粗悪品等の意図的な出荷を行わない者であること。
 - (2) 自ら生産、加工又は製造している者とし、仕入販売等を行わない者であること。
 - (3) 組合員相互の理解、交流を深め、出荷組合の活動に積極的に参加する者とし、協調性が欠如していない者であること。
- 2 入会金は、組合員1人あたり2,000円とする。
 - 3 脱会する場合、入会金は返却しない。

(年会費)

第8条 組合員は、出荷組合の運営費として、以下のとおり年会費を支払う。

- (1) 国見町居住者 2,000円
- (2) 国見町以外の居住者 3,000円

第3章 役員

(役員)

第9条 出荷組合には、次に掲げる役員を置く。

- (1) 本部役員
 - ア 組合長 1名
 - イ 副組合長 2名
 - ウ 監事 2名

(2) 品目別部会役員

部長 各部会 1 名 (計 7 名)

副部長 各部会 1 名 (計 7 名)

- 2 本部役員は、総会において組合員の互選により決定する。
- 3 品目別部会役員は、本部役員が決定する。
- 4 本部役員は、品目別部会役員を兼ねることができる。また、品目別部会役員は、複数の部会の役員を兼ねることができる。

(任期、職務及び報酬)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任は防げない。

- 2 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 本部役員

ア 組合長は、出荷組合を代表し、会務を総括する。

イ 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときはその職務を代理する。

ウ 監事は、出荷組合の会計を監査するとともに、組合長、副組合長を補佐する。

(2) 品目別部会役員

ア 品目別部長は、各部会を代表し、会務を総括する。

イ 品目別副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。

- 3 役員報酬は、役員会で別に定める。

第3章 組織

(組織)

第11条 出荷組合には、次の組織を置く。

(1) 本部

(2) 品目別部会

- 2 本部は、出荷組合全体を総括し、出荷組合の運営方針を決定するとともに、まちづくり会社との主たる調整、協議を行う。
- 3 品目別部会には、次の部会を置き、品目ごとの規格、価格等の調整、生産計画、出荷調整及び安全性確保に向けた啓発活動、品質、技術等の向上に向けた研修会等を行うものとする。

(1) 米部会

- (2) 野菜部会（特用林産物含む。）
 - (3) 果樹部会
 - (4) 花卉部会
 - (5) 加工食品部会
 - (6) 工芸品部会
 - (7) 特産品部会
- 4 組合員は、出荷品目に応じて各部会に所属するものとし、出荷品目が複数にわたる場合は、該当する部会全てに所属するものとする。
- 5 品目別部会は、第12条に規定する役員会の議決により増減することができる。

（役員会）

第12条 役員会議は、組合長の召集のもと、本部役員及び各部会役員により定期的に開催する。また、組合長が必要と判断した場合、随時開催することができる。

- 2 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 役員会における議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 組合員の入会及び脱会に関する事項
 - (2) 出荷組合の事業計画に関する事項
 - (3) 出荷組合の収支計画に関する事項
 - (4) まちづくり会社との重要な取り決めに関する事項
 - (5) 役員報酬及び部会役員の人事に関する事項
 - (6) その他出荷組合の事業に関し、重要と考えられる事項

第5章 総会

（総会）

第13条 総会は、組合長が召集し、事業年度終了後に定期的に開催する。また、組合長が必要と判断した場合、随時開催することができる。

- 2 総会は、組合員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 総会における議決事項は、以下のとおりとする。
 - (1) 年間の運営方針に関する事項
 - (2) 年間の会計報告に関する事項
 - (3) 本部役員の選任及び退任に関する事項
 - (4) 出荷組合同規約等の変更に関する事項
 - (5) 別途定める「国見町道の駅出荷規程」に関する事項

(6) その他出荷組合の運営に関し、重要と判断した事項

第6章 会計

(会計)

第14条 出荷組合の収入は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金他

2 出荷組合の支出は、次のとおりとする。

- (1) 役員報酬費
- (2) 役員会議及び部会等運営費
- (3) 研修費、視察費
- (4) 販売促進費、イベント経費
- (5) 実証試験及び調査研究費
- (6) その他出荷組合の運営に必要な経費

(会計年度)

第15条 出荷組合の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑則

(罰則)

第16条 この規約及び「国見町道の駅出荷規程」に違反する者には指導、警告を行い、出荷停止を命ずることができる。また、停止処分にもかかわらず従わない者は、除名することができる。なお、これらの処分については役員会で決定するものとする。

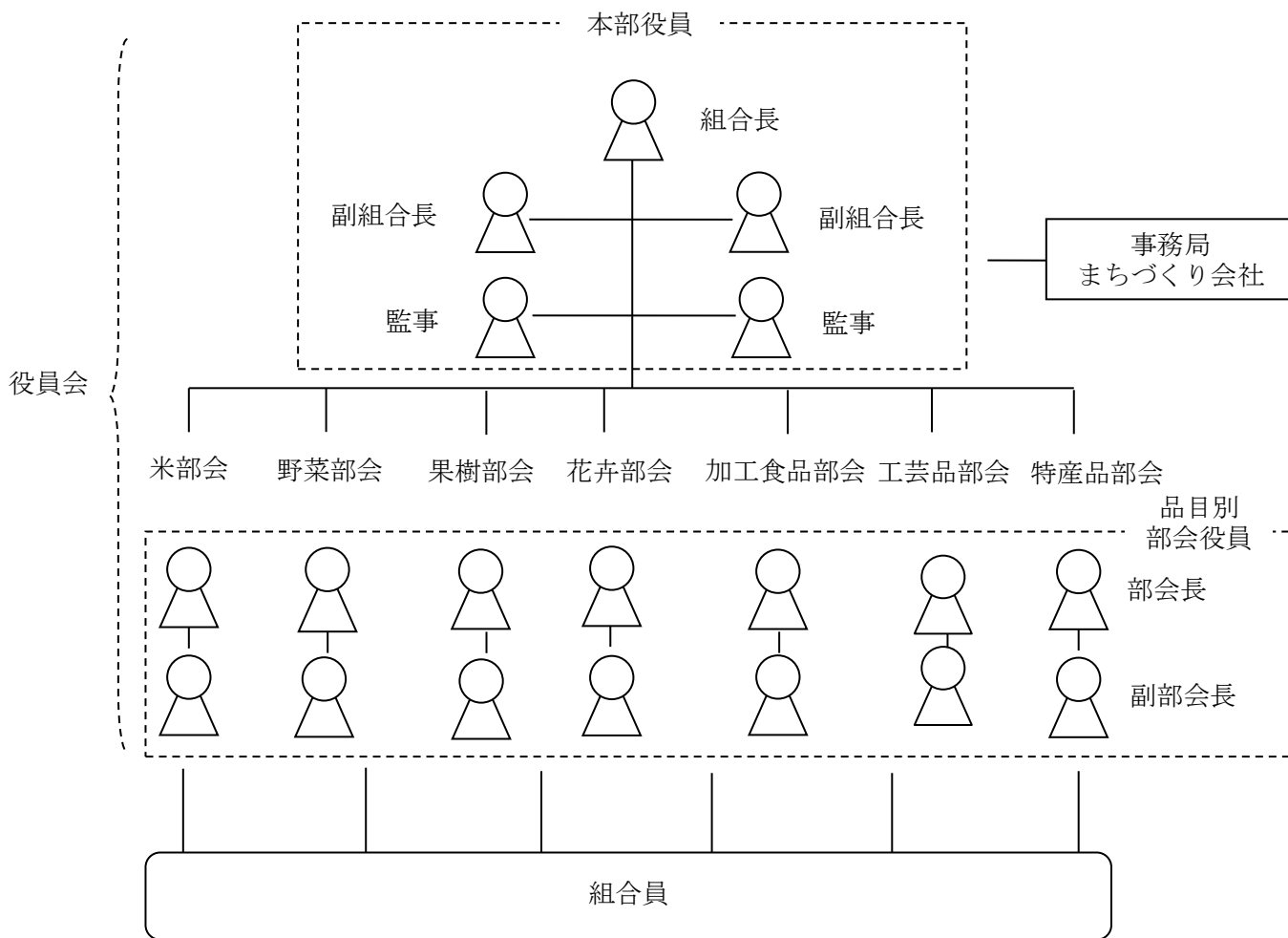
(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会又は総会で定める。

附 則

この規約は、平成27年3月23日から施行する。

参考一 国見町道の駅出荷組合 組織図



国見町道の駅出荷規程

(趣旨)

第1条 国見町道の駅出荷規程（以下「規程」という。）は、国見町道の駅（以下「道の駅」という。）へ地域の特色を活かした農林水産物や加工品、商業者が製造する商品等（以下「農産物等」という。）を出荷する者（以下「出荷者」という。）及び道の駅の指定管理者である国見まちづくり会社（以下「まちづくり会社」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

(営業日及び営業時間)

第2条 農産物等を販売する道の駅の農産物直売所の営業は原則として年中無休であること、営業時間は原則として午前9時から午後6時までであることから、出荷者はこれらを基準に対応するものとする。

(出荷者の条件)

第3条 出荷者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 国見町道の駅農産物出荷組合（以下「出荷組合」という。）の組合員であること。
- (2) 公序良俗を守り、法令等を遵守できる者であること。
- (3) まちづくり会社が示す生産履歴の記帳等を着実に履行する者であること。
- (4) まちづくり会社と出荷組合が共同で開催する定期研修会に参加する者であること。

(出荷計画と調整)

第4条 出荷者は、毎年、品目別に出荷時期、数量等の生産出荷計画を作成し、出荷組合に提出するものとする。

- 2 出荷組合は、出荷者から提出された生産出荷計画を調整し、とりまとめた上、まちづくり会社に提出するものとする。
- 3 まちづくり会社は、品不足や余剰が起きないように、出荷組合と調整を図るものとする。

(販売方法)

第5条 まちづくり会社による委託販売とし、余剰品は、原則として生産者が引き取るものとする。

- 2 まちづくり会社と栽培契約等を結んだ生産者及び品目は、買取販売とする

ことができる。

(販売品目)

第6条 出荷組合での販売品目は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 適正な品質と安全性を備えた農林水産物又は加工品、工芸品とし、粗悪品等は不可とする。
 - (2) 自ら生産する農産物又は自ら加工・製造する加工品や工芸品とし、仕入品は不可とする。
 - (3) 市場規格に満たない農産物も出荷対象とするが、割れや大きな傷、異常に変形したものは対象外とする。なお、品目別の詳細な基準については、まちづくり会社と出荷組合が協議の上、別途定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、まちづくり会社が販売に適さないと判断したものは出荷組合と協議し、販売を中止又は停止することができる。

(販売価格)

第7条 農産物等の販売価格は、原則としてまちづくり会社が示す参考価格や近隣直売所、量販店等の小売価格を参考に、出荷組合の方針を踏まえて設定するものとする。

- 2 農産物等の販売価格は、10円以上の単位で設定する。
- 3 農産物等の最低販売価格は、100円（消費税含む）以上とする。
- 4 まちづくり会社は、販売価格が他の類似販売品の価格と著しく均衡を欠くときは、価格の調整を図ることができる。

(販売手数料)

第8条 委託販売の販売手数料率は、次のとおりとする。

- (1) 農産物 販売価格の15%
- (2) 加工食品 販売価格の20%
- (3) 工芸品 販売価格の25%

2 出荷者の居住地にかかわらず、同じ手数料率とする。

(出荷組合運営費)

第9条 販売価格に委託販売手数料率を乗じて得た委託販売手数料に加え、まちづくり会社を通して販売代金の1%を別途徴収し、出荷組合の運営費に充てる。

(納品・陳列)

第10条 出荷者が自ら、道の駅に持ち込むものとする。

- 2 納品時間は、原則として午前7時から午前9時までとする。ただし、販売状況等を踏まえ、随時追加の納品ができるものとする。
- 3 出荷者が自ら価格を決定し、バーコード・ラベラーを打ち出し、商品に貼り付け、陳列するものとする。
- 4 陳列方法は商品別とし、まちづくり会社の指示により、適切な場所に陳列するものとする。
- 5 余剰品の引き取り時間は、原則として午後6時から午後7時までとする。

(代金精算)

第11条 まちづくり会社は月末締め、翌月10日払いを原則として、清算代金を各出荷者の口座に払い込むものとする。

2 代金精算において、まちづくり会社は、販売代金から次に掲げるものを控除する。

- (1) 第8条に掲げる販売手数料
- (2) バーコード・ラベラー代金（レジを通過した商品を対象に1枚1円）
- (3) 第9条に掲げる出荷組合運営費（販売代金の1%）

(情報提供)

第12条 まちづくり会社は、POSシステムの運用により販売情報の管理を行い、1日2回程度、出荷者別、品目別の販売情報を各出荷者の携帯電話などにメールで配信する。

2 まちづくり会社は、1か月間の累計の売上情報などについても、各出荷者が携帯電話などで把握できるよう情報提供に努める。

(事故、クレーム)

第13条 販売した農産物等の事故及びクレーム対応は、次のとおりとする。

- (1) 購入者からのクレームについては、まちづくり会社が対応することを原則とする。ただし、出荷者に明らかな原因がある場合には、まちづくり会社は出荷者及び出荷組合に再発防止を求めるものとする。
- (2) 販売品の事故等により、費用請求があった場合は、まちづくり会社は出荷組合と協議し、速やかに対応するものとする。ただし、明らかに出荷者に事故原因があると判断される場合は、当該出荷者にその負担を求めることができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、まちづくり会社と出荷組合との協議により定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月23日から施行する。
- 2 この規程の改正は、まちづくり会社、出荷組合及び国見町の協議により行う。